5 耐震改修促進法における規制対象建築物一覧

		ردا کے سے ۱۸۷ دیاردیا، عور ص		
	用途	特定既存耐震不適格建築物 (法第14条) ※ 太線内は多数のものが利用する建築物	指示対象となる特定既存耐震不適 格建築物(法第15条第2項)	耐震診断義務付け対象建築物(法 附則第3条, 法第7条等)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前 期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
TK	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館(-	一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに 類する運動施設				
病院、診療	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
集会場、公	公会堂			
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上		
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその 他これらに類するもの				
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者 福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
幼稚園、伊	朵育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美	美術館、図書館			
遊技場				
公衆浴場			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンス ホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類 するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上		
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に 供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
保健所、和 要な建築4	党務署その他これらに類する公益上必 物			
危険物の 築物	貯蔵場又は処理場の用途に供する建	政令で定める数量以上の危険物を 貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以 内に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物 (道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2起の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災拠点	である建築物			耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、 官公署、災害応急対策に必要な 施設等の建築物

(参考) 耐震改修促進法に基づく建築物の耐震化促進のための規制措置の概要

耐震改修促進法に基づく建築物の耐震化促進のための規制措置の概要

指導権限を持つ所管行政庁(H20.4現在):県. 鹿児島市. 鹿屋市※, 薩摩川内市※, 霧島市※

※建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、同法及びこれに基づく 命令及び条例の規定により都道府県の許可を必要とするものを除く)に限る。

指導・助言(法第15条第1項,第16条第2項)対象(全ての既存耐震不適格建築物※)

※現行の耐震基準の適用を受けない旧耐震基準の建築物

特定既存耐震不適格建築物(法第14条第1号)

○多数の者が利用する一定規模以上の建築物 階数3以上かつ1,000㎡以上の病院,店舗,ホテル,庁舎等 階数2以上かつ1,000㎡以上の小中学校,老人ホーム など

○一定量以上の危険物を取り扱う、貯蔵場、処理場→特定既存耐震不適格建築物(法第14条第2号)

○住宅や小規模建築物等

指示(法第15条第2項)・公表(法第15条第3項)対象(一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物)

- ○不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物で一定規模以上のもの 階数3以上かつ2,000㎡以上の病院,店舗,ホテル,庁舎等 階数2以上かつ1,500㎡以上の小中学校,階数2以上かつ2,000㎡以上の老人ホーム など
- ○県又は市町村が指定する避難路沿道建築物 → 特定既存耐震不適格建築物 (法第14条第3号)
- ○一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場,処理場のうち一定規模以上のもの

耐震診断の義務付け・結果の公表(耐震診断義務付け対象建築物)

要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条第1項)

○病院,店舗,旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校,老人ホーム等の 避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの

階数3以上かつ<u>5,000㎡以上</u>の病院,店舗,ホテル,庁舎等,

階数 2以上かつ3,000㎡以上の小中学校、階数 2以上かつ5,000㎡以上の老人ホーム など

○一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

要安全確認計画記載建築物 (法第7条) ※耐震改修促進計画に位置付け

- ○県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- ○県が指定する庁舎,避難所等の防災拠点建築物

6 用語解説

○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

法第4条の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために国 土交通大臣が定める基本方針。都道府県はこれに基づき都道府県耐震改修促進計画 を定める。

〇既存耐震不適格建築物

建築基準法令の耐震関係規定に適合しない建築物で,同法第3条第2項の規定により,同法の適用を受けないもの。

〇特定既存耐震不適格建築物

法第 14 条に掲げる次の建築物で既存耐震不適格建築物であるもの(ただし,要安全確認計画記載建築物を除く)

- ① 多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの 法第 14 条第 1 号に掲げる建築物で、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、 集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等で階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以 上(小中学校・老人ホームは階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上) など法施行令第 6 条に定める規模以上のもの(資料編 P21 参照)
- ② 一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- ③ 県又は市町村の耐震改修促進計画に記載された道路に敷地が接する通行障害 建築物

〇耐震不明建築物

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物。ただし、同年6月1日 以後に増築等に着手し、建築基準法の規定による検査済証の交付を受けたものを除 く。

〇防災拠点建築物

法施行令第2条第22条に規定する建築物で、地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたもの若しくは国や地方公共団体が大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物として防災の計画等に定めたもの

〇非構造部材

建築物において、柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁(外装材)、 窓ガラスなど構造体と区分された部材や照明や配管等の建築設備などをいう。

〇通行障害既存耐震不適格建築物

地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の 円滑な避難を困難とするおそれがある既存耐震不適格建築物で、そのいずれかの部 分の高さが当該部分から前面道路の境界線までの水平距離(前面道路の幅員が 12m 以下の場合は 6m, 12mを超える場合は前面道路の幅員の 1/2)に相当する距離を加えたものを超えるもの

〇耐震診断義務付け対象建築物

法7条に規定する要安全確認計画記載建築物又は法附則第3条第1項に規定する 要緊急安全確認大規模建築物で、当該建築物の所有者は所定の期限までに耐震診断 を行い、その結果の所管行政庁への報告が義務付けられている。また、所管行政庁 は報告を受けたときは、当該報告の内容を公表しなければならない。

〇要緊急安全確認大規模建築物

法附則第3条第1項に規定する既存耐震不適格建築物で、病院、店舗、ホテルなど不特定多数の者が利用する階数3以上かつ5,000㎡以上のもの又は小中学校、老人ホームなど避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する階数が2以上かつ3,000㎡以上(老人ホームは5,000㎡以上)のものなど

〇要安全確認計画記載建築物

法第7条の規定により、耐震診断を義務付けられた建築物。

県計画においては、災害対策の拠点となる庁舎等、地域防災計画等に定められた 避難所など大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上 必要な建築物を記載している。

〇特定優良賃貸住宅

中堅所得者向けの居住環境が良好な賃貸住宅で,「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき,知事等が認定し,民間事業者等が建設・管理する住宅

〇耐震改修支援センター

法第 32 条に基づき,建築物の耐震診断及び耐震改修を支援することを目的とする,交通大臣が指定した法人。建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集,整理及び提供等を行う。現在,(一財)日本建築防災協会が指定されている。

〇(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

住宅の品質確保の促進等に関する法律(住宅品確法)に基づき,「住宅紛争処理 支援センター」として国土交通大臣の指定を受け,消費者の利益の保護や住宅紛争 の迅速・適正な解決を図るため,住宅相談,住宅紛争処理への支援等幅広い業務を 行っている。

また、「リフォネット」によるリフォーム情報サービス、「住まいるダイヤル」での電話相談及び見積りの内容チェック及び助言を行う「リフォーム見積チェックサービス」等により、消費者が安心してリフォームが行える健全なリフォーム市場の環境整備に取り組んでいる。

7 関係法令

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年十月二十七日法律第百二十三号)抜粋

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。
- 2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。
- 3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については 当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事 をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項又は第九 十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築 物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

- 第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を 得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとす る。
- 4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。
- 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

- 第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

- 第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。
- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する 事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連

携に関する事項

- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事 項を記載することができる。
 - 一 病院,官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益 上必要な建築物で政令で定めるものであって,既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性 に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。) に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。) であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下 「耐震不明建築物」という。)に限る。)について,耐震診断を行わせ,及び耐震改修の促 進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震 診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第十四条第三号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は,都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは,当該事項について,あらかじめ,当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは,その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

- 第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に

対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項 を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過 道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難と することを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物につ いて、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認 められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当 該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の 結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は,市町村耐震改修促進計画を定めたときは,遅滞なく,これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

- 第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。
 - 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の 規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
 - 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路 に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規 定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
 - 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

- 第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又 は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又は その報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。
- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、 その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は,第七条の規定による報告を受けたときは,国土交通省令で定めるところにより,当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い, 又は行わせたときも,同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通

省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で 定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなけれ ばならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上 を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行 うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

- 第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告,検査等)

- 第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

- 第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
 - 一 学校,体育館,病院,劇場,観覧場,集会場,展示場,百貨店,事務所,老人ホームその 他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
 - 二 火薬類,石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場 又は処理場の用途に供する建築物
 - 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に 記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に 接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

- 第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定 既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものと して政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診

断又は耐震改修が行われていないと認めるときは,特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し, 技術指針事項を勘案して,必要な指示をすることができる。

- 一 病院,劇場,観覧場,集会場,展示場,百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定 既存耐震不適格建築物
- 二 小学校,老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する 特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書,第二項及び第三項の規定は,前項の規定による立入検査について 準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

- 第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築 物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐 震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

附則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

- 第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる 必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要 安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であ るものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、 当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を 行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。
 - 一 病院,劇場,観覧場,集会場,展示場,百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存 耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する 既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条,第九条及び第十一条から第十三条までの規定は,要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において,第八条第一項中「前条」とあり,並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と,第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と,第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号)抜粋

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

- 第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項ただし書の 政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項 の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築 物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び 条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。
- 2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規 定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物 にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の 規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当 該建築物を除く。)とする。
 - 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に 規定する延べ面積をいう。) が一万平方メートルを超える建築物
 - その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八 十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。) (市町村都市計画審議会が置かれ ている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。) 並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要と する建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

- 第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建 築物とする。

 - 一 診療所 二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第四号に規定する電気通信事業の 用に供する施設
 - 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気事業の 用に供する施設
 - 四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十項に規定するガス事業の用に供す る施設
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九 号) 第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
 - 六 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四 項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
 - 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第 四号に規定する流域下水道の用に供する施設
 - 八 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第二項に規定する熱供給事業の用に 供する施設
 - 九 火葬場
 - 十 汚物処理場
 - 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。次号において 「廃棄物処理法施行令」という。)第五条第一項に規定するごみ処理施設
 - 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設 (工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行 うものを除く。)
 - 十三 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供 する施設
 - 十四 軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
 - 十五 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客 自動車運送事業の用に供する施設
 - 十六 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自 動車運送事業の用に供する施設
 - 十七 自動車ターミナル法 (昭和三十四年法律第百三十六号) 第二条第八項に規定する自動車 ターミナル事業の用に供する施設
 - 十八 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第二条第五項に規定する港湾施設
 - 十九 空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港の用に供する施設
 - 二十 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送の用に供す

る施設

- 二十一 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項に規定する工業用水 道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防 災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものと して国土交通省令で定めるもの

(耐震不明建築物の要件)

- 第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、 昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以 後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事(次に掲げるものを除く。)に着手 し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証 の交付(以下この条において単に「検査済証の交付」という。)を受けたもの(建築基準法施 行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分(以下この条において「独立部分」とい う。)が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれ らの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。)を除く。
 - 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事 のうち最後の工事以外の増築,改築,大規模の修繕又は大規模の模様替の工事 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって,
 - 増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
 - 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模 の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

- 第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部 分から前面道路の境界線までの水平距離に,次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ,そ れぞれ当該各号に定める距離(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定め る場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、 当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定め る距離)を加えたものを超える建築物とする。
 - ー 十二メートル以下の場合 六メートル
 - 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

- 第五条 所管行政庁は,法第十三条第一項の規定により,要安全確認計画記載建築物の所有者に 対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工 並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画 記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除 く。) に関し報告させることができる。
- 要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該 要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料 及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

- 第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
 - ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 診療所
 - 映画館又は演芸場
 - 兀 公会堂
 - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。), 寄宿舎又は下宿
 - 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター,児童厚生施設,身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館,美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場

- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合 いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面 積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。
 - 一 幼稚園, 幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校,中学校,義務教育学校,中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。),老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校(幼稚園,小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。),病院,劇場,観覧場, 集会場,展示場,百貨店,事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八 号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の 政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それ ぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数 及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

- 第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。
 - 一 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物(石油類を除く。)
 - 二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - ニ マッチ
 - 四 可燃性のガス (次号及び第六号に掲げるものを除く。)
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する毒物又は同 条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一 気圧の状態における数量とする。)とする。
 - 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - 二 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - へ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭(せん)又は煙火 ニトン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区 分に応じ、それぞれイ又は口に定める数量
 - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に 掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数 量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス (次号及び第八号に掲げるものを除く。) 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。) 二十ト

ン

- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

- 第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
 - 一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。),ボーリング場,スケート場,水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館,美術館又は図書館
 - 十 游技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店,質屋,貸衣装屋,銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合 いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に 供されるもの
 - 十六 保健所, 税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園,小学校等又は幼保連携型認定こども園
 - 十八 老人ホーム,老人短期入所施設,保育所,福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計 をいう。以下この項において同じ。)とする。
 - 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 床面積の 合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園,幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法 第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号まで に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相 当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

- 第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不 適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定 既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震 不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震 不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることが

できる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

- 第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

- 第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

附則

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

- 第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件の いずれにも該当するものとする。
 - 一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物(地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。)にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。
 - 二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数 及び床面積の合計(当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計を いう。以下この項において同じ。)以上のものであること。
 - イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物(体育館(一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。)を除く。) 階数三及び床面積の合計五千平方メートル
 - ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
 - ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面 積の合計五千平方メートル
 - ニ 幼稚園,幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル
 - ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル
 - へ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル 三 第三条に規定する建築物であること。
- 2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第 三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及 び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞ れ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとし て国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、 同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第 一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものと する。 ○ **建築基準法**(昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号)抜粋

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の 生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(維持保全)

- 第八条 建築物の所有者,管理者又は占有者は,その建築物の敷地,構造及び建築設備を常時適 法な状態に維持するように努めなければならない。
- 2 第十二条第一項に規定する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる。

(保安上危険な建築物等に対する措置)

- 第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも 第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受 けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合 においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限 を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他 保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。